公津の杜小学校「学校いじめ防止基本方針」

1　いじめの定義

「いじめ」とは,「児童生徒に対して，当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって，当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお，起こった場所は学校の内外を問わない。

この「いじめ」の中には，犯罪行為として取り扱われるべきと認められ，早期に警察に相談することが重要なものや，児童等の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるような，直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては，早期に警察に相談・通報の上，警察と連携した対応をとることが必要である。

（注１）　「学校いじめ防止基本方針」とは，学校生活を送る中で生じた児童同士の行為を対象とするものである。

（注２）　「児童等」とは，学校に在籍する児童又は生徒をいう。

（注３）　「いじめられた児童等の立場に立って」とは，いじめられたとする児童の気持ちを重視することである。

（注４）　「一定の人的関係にある者」とは，学校の内外を問わず，例えば同じ学校・学級や部活動の者，当該児童等が関わっている仲間や集団（グループ）等,当該児童等と何らかの人間関係にある者を指す。

（注５）　「心理的又は物理的な影響を与える行為」とは「仲間はずれ」や「集団による無視」等，直接的にかかわるものではないが，心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものであることや，身体的苦痛の他，金品のたかり，物品の隠匿，インターネットやＳＮＳなどを通じて行われるものを意味する。

※　いじめは，頻度やダメージの大きさに関わらず,「たった１度であっても，いじめに変わらない」「その１回が致命的になるかもしれない」と考え，いじめられている児童等の心情を重視して取り組むこと。

※ いじめは，被害児童等と加害児童等の問題ではなく，周りではやしたてたりする「観衆」や見て見ぬ振りをする「傍観者」も，いじめを助長する存在であることを認識させるとともに,「傍観者」への心情的配慮も行うこと。

※ いじめは，児童等同士だけの問題ではなく，教職員の児童生徒観や言動が大きな影響力を持つことを十分に認識し，教職員の言動で児童等を傷つけたり，いじめを助長したりすることのないよう細心の注意を払うこと。

※ いじめには，様々な態様が挙げられる。外見的には「けんか」のように見えることでも，よく状況を確認すること。単なる悪ふざけやけんか等と安易に判断して放置したり見過ごしたりすることのないよう，いじめられた児童等の立場に立って対応すること。

【例】　〔冷やかし〕,〔からかい〕,〔悪口〕,〔脅し〕,〔仲間はずれ〕,〔集団による無視，パソコンや携帯電話等での誹謗中傷〕,〔金品のゆすり・たかり・隠し・盗み・損壊〕,〔軽く（ひどく）ぶつかる・蹴る・叩く〕,〔嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする〕等

2　　基本理念

いじめは，全ての児童生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は，全ての児童生徒が安心して学校生活を送り，様々な活動に取り組むことができるよう，学校の内外を問わず，いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また，全ての児童生徒がいじめを行わずいじめを認識しながら放置することがないよう，

いじめの防止等の対策は，いじめが，いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて，児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて，いじめの防止等の対策は，いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ，国，地方公共団体，学校，地域住民，家庭その他の関係者の連携の下，いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

いじめ問題に対しては，以下の基本的な考えに立ち各機関との連携のもと，いじめ防止等のための対策を講ずるものとする。

（1）「いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という一貫した強い姿勢を貫き，いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する児童生徒の理解を深めること。

（2）「いじめはどの子どもにも，どの学校でも起こり得るものである。また，誰もが被害者にも加害者にもなり得るし，被害者と加害者が入れかわることもあり得る」という危機意識を持ち，学校の内外を問わずいじめが行われないようにすること。

（3）「いじめられている子どもの立場に立ち，子どもの心の痛みを親身になって受け止め，最後まで徹底して守り抜く」という姿勢で，教育委員会，学校，地域住民，家庭その他の関係者の連携のもと，いじめ問題を克服すること。

3　学校及び教職員の責務

学校及び教職員は，基本理念にのっとり，保護者，地域住民，教育委員会，児童相談所，警察，その他の関係者との連携を図りつつ，学校全体でいじめの防止等及び早期発見に取り組むとともに，児童等がいじめを受けていると思われているときは，適切かつ迅速にこれに対処すること。

4　いじめ防止等の対策のための施策

（1）いじめ防止等の対策のための組織

ア　名称

いじめ防止対策委員会

イ　組織の構成

校長　　教頭　　生徒指導主任　　教務主任　　学年主任
養護教諭　　教育相談担当教員　　（スクールカウンセラー）

ウ　活動内容

・いじめの未然防止及び早期発見に関すること
・いじめ防止に関すること
・いじめ事案に対する対応に関すること
・いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること

エ　開催回数及び開催日

・毎月第２月曜日にいじめ防止対策委員会を開催する。その中で，いじめ防止等の対策について協議する。
・必要に応じて臨時委員会を開催する。

（2）いじめの未然防止

ア　いじめ未然防止に資する取組

〔道徳教育・体験活動の充実〕

・道徳の時間の指導内容を重点化し，日頃から計画的に「思いやり」「信頼」「友情」「生命尊重」等の内容を充実していく。また，発達段階に応じた適切な資料を選定

し，児童等の心に響く道徳の時間となるよう工夫・改善を図る。
・指導にあたっては，教え込むのではなく，学んだことから自分自身を振り返らせること，自分を見つめさせることができるよう指導にあたる。

〔教職員の人権意識の向上と多角的な児童生徒理解〕
・日々の教育活動の中で児童等に指導する際，配慮に欠けた言動がないかを見つめ直すなど，人権意識の向上に努める。（人権週間の活用）
・児童等と接するときは，その心に寄り添い，共感的な理解と共に多角的な児童理解に努める。

〔規範意識の醸成〕
・学校生活を営む上で必要な規律については，全教職員の共通理解・共通行動のもとに，その維持を図る。その際，児童自らが規範の意義を理解し，それらを守り行動するという自律性を育む。
・他者の生命や安全を脅かすような問題行動・非行行為については，学校組織として毅然とした対応を行う。（命を大切にするキャンペーン・人権週間の活用）

〔自己有用感・自己存在感を味わわせる学級づくり〕
・日々の授業や行事を通して望ましい人間関係を築くとともに，「活躍の場面」，「互いに認め合うことができる場面」を積極的に設定し，「人は誰もが価値ある存在」であることを実感できる学級経営，集団づくりを積極的に推進する。
・生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開（児童一人一人に「自己存在感」を持たせる場面や「自己決定」の場面を与えるなどの取組）が自己有用感を高めるなど，いじめを含めた問題行動の未然防止につながることを意識して指導にあたる。

〔問題解決力の育成〕
・議論や討論をとおして問題を解決する力を身に付け，いじめ問題を解消していくための自主的・主体的な活動に取り組ませる。

〔コミュニケーション能力の育成〕
・ボランティア活動，異年齢集団での活動等，他者と深くかかわる体験を重ね，コミュニケーション能力や問題解決能力等を高める活動を行う。
・日々の授業をはじめとする学校生活あらゆる場面において，他者と関わる機会や他者と関わる生活体験や社会体験を取り入れる。
・子どもたちが，他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ，対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。（グループエンカウンター・ソーシャルスキルトレーニング・アサーショントレーニング等）

〔ユネスコスクールの精神を生かしたESD教育の推進〕
・「人・まわり・時間」３つのつながりで学びを広げ，深めていく。

〔自ら考え，議論する力の育成〕
・いのちを大切にするキャンペーン，代表委員会において児童が自主的にいじめの問題について考え，議論すること等のいじめの防止に資する活動を取り入れる。

イ　いじめ防止等の啓発活動
・児童等及び保護者並びに教職員に対し，いじめを防止することの重要性について理解を深めるため，全職員に「学校いじめ防止基本方針」を周知・徹底を図るとともに，それらを学校ホームページやＰＴＡ総会，学級懇談会，学校だより等により積極的に公表する。
・保護者や地域に開かれた学校づくり
いじめ防止の取組や学校生活について，定期的な情報交換等，学校と保護者・地域

が積極的に相互協力できる関係づくりを進める。

（３）いじめの早期発見

ア　定期的な調査と教育相談

・教師自身が常にいじめはどの子にも，どの学級でも起こり得るものであることを十分に自覚し，日頃から児童等が発する小さなサインを見逃さないようにする。また，「いじめ早期発見のためのチェックリスト（教師用，家庭用）」を活用し，定期的に児童等の状況を把握する。

・毎月１回，児童への「学校生活調査」，定期的に児童・保護者等への「いじめアンケート調査（児童用，保護者用）」や聴き取りを行い，実態把握に努めるものとする。

・アンケート調査実施後に教育相談を実施し，きめ細やかな対応に努める。

イ　相談体制と相談窓口

・相談窓口や心の相談箱等を設け，どんな小さなものでも当該児童等や周囲からの訴えを親身になって聴き取る。保護者や地域からの訴えを真剣に受け止め，迅速に対応する。また，校外における相談窓口も含め，学校だより等に定期的に掲載し，保護者や児童等への周知を図る。

ウ　教職員の資質向上

・いじめ防止等のための対策についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために，事例研修やカウンセリング演習など実践的な校内研修を積極的に実施する。

・講演会や教員の研修等において，外部講師を招くなど，他の機関との連携を図る。

エ　インターネットを通じて行なわれるいじめ対策

・学習指導要領の内容を踏まえ，各教科等の指導の中で，小学校低学年から発達段階に応じて情報モラル教育を実施する。指導にあたっては，外部の専門家を講師として招くなどの研修を実施し，教員の指導力の向上を図る。

・インターネットを使用する際のルールやモラルを指導するとともに，平素から情報を得るように心がけ，保護者の協力のもと関係機関との連携を図り，速やかな解決に努める。

オ　感染症に関するいじめ対策

・感染症（新型インフルエンザ，新型コロナウィスル等）の正しい知識を伝え，感染症を正しく予防していくとともに，感染症になった人への差別や偏見を起こらないように指導していく。

５　いじめを認知した場合の対応

いじめの情報をキャッチした時点で，全職員に周知し，多方面から迅速・的確かつ組織的に対応する。

（１）報告連絡体制

いじめが発覚

◆ **いじめが疑われる言動を目撃**
◆ **日記等から気になる言葉を発見**
◆ **心の相談箱やいじめアンケートから発見**
◆ **教育相談員やスクールカウンセラー等からの報告**
◆ **保護者や地域からの訴え**
◆ **当該児童からの訴え**
◆ **周囲の児童からの訴え**
◆ **教育委員会や相談機関からの報告**

① 管理職等への報告

いじめ問題の対応を担任一人だけで行うと，解決を遅らせ，事態を悪化させる恐れがあるので，いじめの情報をキャッチした時点で，緊急事態の意識を持ち，些細なことでも速やかに管理職に報告する。

② 事実関係の正確な把握と調査

当事者だけでなく，保護者や友人関係等からの情報収集を通して事実関係を迅速かつ正確に把握する。重大事態の場合は，質問票の使用等により調査を行う。

※　事実確認は，被害者・加害者・関係児童生徒を**個別に同時進行**で行う。

③ いじめ防止対策委員会の開催

校長・教頭・主幹教諭・教務主任・生徒指導主任・学年主任・担任・養護教諭・教育相談担当・(スクールカウンセラー)等により「いじめ防止対策委員会」を開催し，学級担任が一人で抱えこむことのないよう，情報を共有した上で組織的に対応する。

④ 対応方針・対応策の決定

すぐに行うこと及び中・長期目標，指導方針等を明確にする。

- 被害児童の保護，心のケア，学習の保証
- 加害児童への指導，懲戒，措置
- 学級や他の児童への指導
- 被害児童保護者，加害児童保護者への情報提供(事実関係)
- 関係機関との連携，警察等への通報・相談
- 教育委員会への報告　　等

【保護者との連携】

◆保護者へ迅速かつ正確に事実関係を伝えるとともに，解決に向けた具体的方針と対応策を提示し，一緒に解決してもらえるよう共通理解を図る。(電話でなく，直接会って丁寧に，誠意をもって説明する。)

◆加害児童生徒の保護者にも，理解をしてもらった上で，謝罪の場を設けられるよう学校が適切に関与していく。

【教育委員会との連携】

◆学校だけでは対応が困難なものについては，速やかに市教委へ報告し，連携を図る。

①被害児童生徒が通常の学校生活を送れない状況が続いていたり，保護者との対応に苦慮したりしている事案

②暴力や恐喝等犯罪に関わる悪質な事案

③児童生徒の生命や心身又は財産等に係る重大な事案等

【関係機関との連携】

◆必要に応じて，児童相談所や警察，法務局等と連携を図りながら問題解決に当たる。

①犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは，早期に警察へ相談し，連携して対応にあたる。

②児童生徒の生命，身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるときは，ためらわず，直ちに警察へ通報する。

（2）事実確認と報告

児童等，保護者やいじめ相談機関からいじめの通報を受けた時は，速やかに当該児童等に係るいじめの事実の有無とその内容の確認を行うため，いじめ対策防止委員を招集し調査を行う。

（3）いじめ被害者及び保護者への対応

ア　親身な対応と支援を行う。

- 最後まで絶対に守り抜くという方針で支援する。
- 最も信頼関係のある教職員（担任等）が対応する。
- つらさや悔しさを十分に受け止める。
- 具体的な支援内容を示し，安心感を与える。
- 良い点を誉め，励まし，自信を与える。
- 「あなたにも原因がある」，「がんばれ」等の指導や安易な励ましはしない。

イ　的確な学習支援を行う。

- 教室に入れない場合は，別室登校や別室授業等を行い学習の機会の確保に努めるとともに，教室への受け入れが早期に行われるよう学級指導等を行う。
- いじめを原因として，登校できない状態が続いた場合は，適応指導教室等での学習や家庭学習に対する学習支援を行うなどして，学習の機会を最大限に保証する。

ウ　心のケアを十分に行う。

- 心理的ケアを十分に行う。（教育相談員，スクールカウンセラー，成田市教育センターの臨床心理士等の活用）

エ　被害児童等の保護者との信頼関係の構築を図る。

- 保護者にいじめの事実を正確に伝える。
- 本人を絶対に守るという姿勢を示す。
- 学校としての解決に向けた具体的な方針と対応策を説明する。
- 指導に誤りがあった場合は，謝罪する。
- 定期的に家庭と連絡をとり，学校の取組の経過や家庭での様子についてきめ細かに情報交換を行う。

（4）いじめ加害者及び保護者への対応

ア　いじめの態様に応じた指導・支援を行う。

- いじめの事実関係，背景，動機等をしっかり確認する。
- 不満や不安等の訴えを十分に聞くとともに，事実はしっかり認めさせる。
- いじめの非人間性やいじめは人権侵害行為であること，いかなる理由があっても「いじめは絶対に許されないこと」を，理を尽くし冷静に諭す。
- いじめを行った背景を理解しつつ，行った行為に対しては毅然と指導する。
- いじめられた相手の心の痛みや苦しみに気付かせ，自分のとった言動を反省して謝罪することができるように導く。
- 必要があると認めるときは，いじめを行った児童等をいじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等の措置を講ずる。

イ　心のケア

- いじめを行う理由や欲求不満を取り除くような継続的な指導を行うとともに，今まで以上の関わりを持つように努める。

ウ　加害児童等の保護者に対して

〈事実関係を正確に伝える。〉

- 憶測で話をしない。

・　問題とは直接関係のないことまで話を広げない。

〈保護者の心情を理解する。〉

・　保護者の心情（怒り，不安，自責の念等）を十分理解しながら対応する。
・　子どものよさを認め，親の苦労も十分ねぎらいながら対応する。

〈学校の指導方針を示し，具体的な助言をする。〉

・　被害者への謝罪の意義，子どもへの対応方法等を保護者の意向を踏まえ助言する。
・　教師と保護者が共に子どもを育てるという姿勢を示し，子どもの立ち直りに向けた具体的な助言を行い，協力を得る。

（５）傍観者への指導

ア　当事者意識の高揚を図る。

・　学級や学年等集団全体の問題として対応していく。また，いじめの問題に教師が本気で取り組んでいる姿勢を示す。
・　いじめを周りではやしたてたり，見て見ぬ振りをしたりする行為も，いじめ行為への荷担と同じであることに気付かせる。
・　いじめの事実を告げることは，つらい思いをしている友だちを助けることであり，人間としての当たり前の行動で，人権と命を守る立派な行為であることを認識させ，いじめを知らせる勇気を持たせる。
・　いじめられている側の心の痛みや苦しみを理解させ，いじめを止められなかった自分たちの行動について気付かせる。

イ　共感的人間関係づくり

・　異年齢集団によるピア・サポート活動やソーシャルスキルトレーニング等の活動を通して，コミュニケーション能力や仲間意識・連帯感が深まるよう指導する。

５　重大事態への対処

※「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」（平成２９年３月文部科学省）に準ずる。

※「いじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト」を活用して対応していく。

（１）重大事態の基準

児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき，いじめにより児童等が年間３０日以上を目安とする相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（２）発生の調査報告

ア　調査組織の招集

児童等，保護者やいじめ相談機関からいじめの通報を受けた時は，速やかに当該児童等に係るいじめの事実の有無とその内容の確認を行うため，いじめ対策防止委員を招集する。さらに重大事態と管理職が判断した時には，速やかに教育委員会へ報告する。

イ　いじめの事実関係を明確にするための調査と報告

重大事態が生じた疑いがあると認められるときは，速やかに，質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするため「いじめ防止対策委員会」の調査を行う。「事実関係を明確にする」とは，重大事態に至る要因となったいじめ行為が，いつ（いつ頃から），誰から行われ，どのような態様であったか，いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか，学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることである。

〈いじめられた児童等からの聴き取りが可能な場合〉

いじめられた児童等からの聴き取りが可能な場合，いじめられた児童等から十分に聴き取るとともに，在籍児童等に質問紙調査を行うことなどが考えられる。この際，いじめられた児童等を守ることを最優先とした調査実施が必要である。（例えば，質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり，被害児童等の学校復帰が阻害されることのないように配慮する）。

また，調査による事実関係の確認とともに，いじめた児童等への指導を行い，いじめ行為を止める。

いじめられた児童に対しては，事情や心情を聴取し，いじめられた児童等の状況にあわせた継続的なケアを行い，落ち着いた学校復帰に向けた支援や学習支援等をすることが必要である。

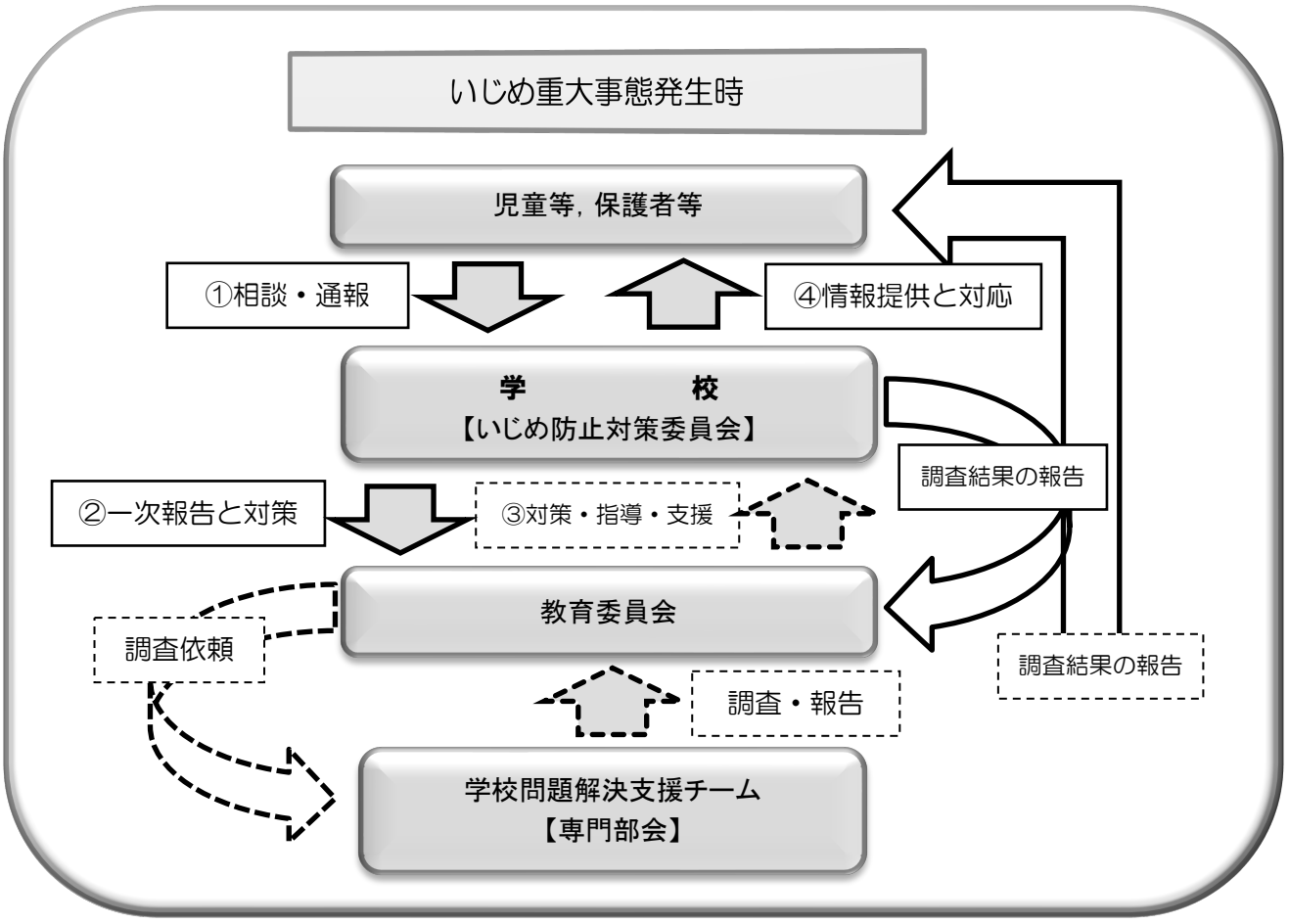
〈いじめられた児童等からの聴き取りが不可能な場合〉

児童等の入院や死亡等，いじめられた児童等からの聴き取りが不可能な場合は，当該児童等の保護者の要望や意見を十分に聴取し，迅速に当該保護者と今後の対策について協議する。調査方法については，在籍児童等に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられる。

調査終了後，学校は，「いじめ防止対策委員会」の調査結果を速やかに教育委員会へ報告する。

ウ　保護者等への情報提供

いじめを受けた児童等やその保護者に対して，調査によって明らかになった事実関係についていじめを受けた児童等やその保護者に対して説明をする。これらの情報提供に当たっては，ほかの児童等のプライバシーに配慮するなど，関係者の個人情報に十分配慮したうえで適切に提供することとする。



（３）調査結果を踏まえ必要な措置

ア　関係機関との連携

＊成田市教育支援センター(ふれあいるーむ２１)
０４７６－２０－１４１４　　9:00～17:00（月～金）

＊成田市教育委員会教育指導課
０４７６-２０-１５８２　　9:00～17:00（月～金）

＊子どもの人権 110 番
０１２０―００７―１１０　　8:30～17:15（月～金）

＊千葉いのちの電話
０４３－２２７－３９００　　24 時間（毎日）

＊中央児童相談所
０４３－２５３－４１０１　　8:30～20:00（毎日）

＊チャイルドライン
０１２０－９９－７７７７　　16:00～21:00（月～土）

＊ヤングテレホン（千葉県警察少年センター)
０１２０－７８３－４９７　　9:00～17:00（月～金）

＊北総地区少年センター
０４７６－２３－１８９１　　8:30～17:15（月～金）

＊千葉県子どもと親のサポートセンター
０１２０－４１５－４４６　　8:30～17:15（月～金）

＊２４時間いじめ相談ダイヤル（全国共通ダイヤル）
０５７０－０－７８３１０　　24 時間（毎日）

イ　再発防止に向けた取組

・継続的な支援及び再発防止に努める。
・いじめが解決したと見られる場合でも，気付かないところで陰湿ないじめが続いていたり，再発したりすることもあることを認識し，表面的な変化で判断せず，継続して十分な注意を払い見守っていく。
・解決したと思われる後も，定期的に保護者に学校の様子を報告する。

７　学校いじめ防止基方針の公表・点検・評価

（１）公表

ホームページ・学校便り・学校要覧・ＰＴＡ総会にて学校いじめ防止基方針の公表を行う。

（２）学校評価及び基本方針の見直し

毎年度，いじめの早期発見，いじめの再発を防止するための取組を学校評価の中に位置づけ，「いじめ問題への取組についてのチェックリスト（学校用)」等を活用し，適切に評価・点検し，その改善を図る。

８　関連法案

・いじめ防止対策推進法
・教育基本法
・学校教育法
・千葉県いじめ防止対策推進条例

９　参考資料

・「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成２９年３月１４日文部科学大臣決定）の最終改定について

・「千葉県いじめ防止基本方針」（平成２９年１１月１５日千葉県・千葉県教育委員会）の最終改定について

・「成田市いじめ防止基本方針」（平成２６年２月作成　令和８年４月最終改訂）

平成２６年２月２４日策定
平成２６年５月　２日改訂
平成２７年５月　７日改訂
平成２８年４月　４日改訂
平成２９年６月２８日改訂
平成３０年４月１９日改訂
平成３１年４月　２日改訂
令和　２年４月　１日改訂
令和　３年４月　５日改訂
令和　５年６月２０日改訂
令和　６年４月　１日改訂
令和　７年４月　１日改訂
令和　８年４月　１日改定